第4次呉市障害者基本計画,第6期呉市障害福祉計画及び第2期呉市障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 趣旨 現在の呉市障害者基本計画等は令和2年度で計画期間が満了するため、令和3年度からの「第4次呉市障害者 基本計画」、「第6期呉市障害福祉計画」及び「第2期呉市障害児福祉計画」を策定します。

◇ 呉市障害者基本計画 : 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画

(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項)

◇ 呉市障害福祉計画 : 障害福祉サービスの提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する計画

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項)

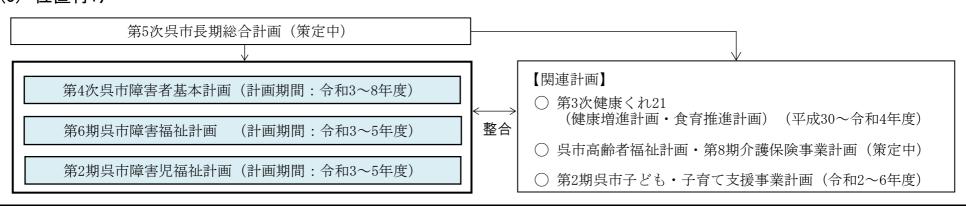
◇ 呉市障害児福祉計画 : 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画

(児童福祉法第33条の20第1項)

(2) 期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次呉市障害者基本計画	計画期間:令和3~8年度					
第6期呉市障害福祉計画 第2期呉市障害児福祉計画	計画期間:令和3~5年	 ≢度		次期計画期間		

(3) 位置付け



2 障害者基本計画の考え方等

障害者基本法

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

-国-

障害者基本計画(第4次)

【計画期間:平成30~令和4年度】

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会 のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現 できるよう支援

-県-

第4次広島県障害者プラン(広島県障害者計画) 【計画期間:令和元~令和5年度】

基本理念

すべての県民が障害の有無にかかわらず,広島に生まれ, 育ち,住み,働いて良かったと心から思え,相互に人格と個 性を尊重し合いながら,共生する社会の実現

-市-

第3次呉市障害者基本計画

【計画期間:平成27~令和2年度】

基本理念

障害者が自立し、自らの意志により参加し、活動できる 環境づくりの実現

目標

だれもが参加し,支え合う, 共生社会の実現

基本方針

- ① 地域における生活の支援
- ② 就労支援の充実と雇用の促進
- ③ 健康づくりの推進
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 安全・安心に暮らせる生活環境の整備
- ⑥ 共に支え合い参加する社会づくり

重点取組

- ① 障害者への就労支援体制の強化
- ② 発達障害児・者支援体制の構築
- ③ 相談支援の一層の充実

3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の考え方等

(1) 呉市障害福祉計画及び呉市障害児福祉計画策定に当たっての基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成18年厚生労働省告示第395号/最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号)

【基本的理念】

- 障害者等の自己決定を尊重し意思決定の支援に配慮しながら、障害者等が必要とする支援を受けつつその自立と社会参加の実現を図る。
- 市町村を実施主体の基本とし、障害種別によらない一元的な支援を地域で受けることができるようサービスを実施するとともに、情報 提供等により活用を促す。
- 入所等から地域生活への移行,地域生活での継続した支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに,地域生活支援拠点等の整備を進めることにより,障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指す。
- 地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を推進する。
- 質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図る。
- (新)障害者の重度化・高齢化が進む中でも、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくための体制の確保及び人材の確保 を図るため、研修の実施・多職種間連携の推進・広報などに取り組む。
- (新)障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加 の促進を図る。

(2) 主な重点検討事項

- ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 地域生活で必要な障害福祉サービス等の提供体制の充実
- 相談支援等を通じた地域生活への移行促進
- イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 圏域での関係機関の協議の場を活用した地域生活への移行の推進
- ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - 拠点事業所による連絡協議会を毎月開催
- エ 福祉施設から一般就労への移行等
- 就労移行支援等の提供体制の充実と利用促進
- 地元企業との連携による障害者雇用の普及・啓発

オ 障害児支援の提供体制の整備等

- 圏域での医療的ケア児支援のための関係機関の協議の推進及び コーディネーターの活用
- 重症心身障害児を支援できる児童発達支援等の充実
- 保育所等訪問支援の充実

カ 相談支援体制の充実・強化等

- 委託相談支援事業所と協力した地域の相談機関の連携強化・ 専門性の向上・人材育成等を実施する体制の確保
- キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 障害福祉サービス等の利用状況の把握,検証
- 各種研修を活用した人材の育成

4 計画策定の方法

(1) 現状と課題の分析(重点取組事項)

ア 障害者への就労支援体制の強化

(これまでの取組)企業と就労支援者を結ぶ交流会の開催,工賃向上スキルアップ研修の実施,地元企業が開催する定例会への参加 (今後の課題) 就労支援事業所の充実、企業側の障害者雇用に対する意識の向上、多様な就業機会の確保など

イ 発達障害児・者支援体制の構築

(これまでの取組) 療育相談の実施回数の増による相談待機日数の削減

大人の発達障害への対応の充実など (今後の課題)

ウ 相談支援の一層の充実

(これまでの取組)自立支援協議会での議論を踏まえて、地域生活支援拠点・専門相談・計画相談及び関係機関等が連携して地域課 題の解決に取り組む枠組みを構築

(今後の課題) 更なる連携の強化、地域生活支援拠点の役割の拡充など

(2) アンケート調査

隨害者サービスの利用状況、利用意向のほか、地域の課題、必要なサービス等を把握・分析するため、ニーズ調査を実施 【アンケート調査の対象者】(手帳所持者等のうち任意抽出した約2.500名を対象に調査票を郵送配布・回収 7月実施) ア 身体障害者 1,300名 イ 知的障害者 400名 ウ 精神障害者 400名 エ 児童(18歳未満) 400名

(3) その他の策定体制等

- ・当事者、家族、支援者の声を聞くための座談会を開催
- ・関係行政機関、呉市の関係部局及び呉市自立支援協議会から意見聴取
- ・呉市市民からの意見募集(パブリックコメント)を実施
- ・呉市保健福祉審議会への諮問、答申を経て策定

5 スケジュール

